

環境影響評価制度を巡る最近の動向

松野 栄明

平成17年3月に環境影響評価法におけるいわゆる「基本的事項」が改正された。本稿では、環境影響評価制度を概説するとともに、基本的事項の改正のポイントを中心に、環境影響評価制度を巡る最近の動向を述べる。

キーワード：環境影響評価，基本的事項，技術指針省令

1. はじめに

環境影響評価法（以下、アセス法）が施行され、もうすぐ6年目を迎えようとしている。閣議アセスから手続き的にも、内容的にも大きな転換があった環境アセスメント制度だが、まだまだ一連の手続きが完了している案件もそれほど多くは無いとはいえ、スクリーニングやスコーピング等、新たに導入された考え方も定着してきたように思える。

環境影響評価は、各事業毎のいわゆる「技術指針省令」に従って実施されるものであるが、主務省令において定めるべき指針に関する基本的な事項については、環境大臣が定めて公表することになっている。同事項は、「環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び建設大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（平成9年12月12日、環境庁告示第87号）」（以下、基本的事項）として告示がなされており、法施行後5年目にあたる昨年度、環境省は有識者からなる委員会を設置し、基本的事項の点検を実施した。また、その結果を踏まえて、平成17年3月には同基本的事項改正の告示がなされた。

本稿では、環境影響評価制度を概説するとともに、基本的事項改正のポイントを中心に、環境影響評価制度を巡る最近の動向を述べることとする。

2. 環境影響評価制度について

（1）手続きの流れ

アセス法に係る手続きの流れは、大きく分けて次の

4つに分けられる。

- ① 第二種事業の判定に係る手続き（いわゆる「スクリーニング」）、
- ② 方法書作成に係る手続き（いわゆる「スコーピング」）、
- ③ 準備書作成に係る手続き、
- ④ 評価書作成に係る手続き、

であり、手続きのいくつかのタイミングにおいて、市町村長や知事の意見提出について定められている（図—1）。このうち、①、②は閣議アセスから法アセスに移行するに当たって、導入された概念である。

①、②について、ごく簡単に説明する。

①は、「環境影響評価を行う事業規模に満たない事業であっても、一定の事業規模以上のものについては、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する仕組み」であり、必ず手続きを行う事業を「第一種事業」、必要性を判断する一定規模の事業を「第二種事業」という。

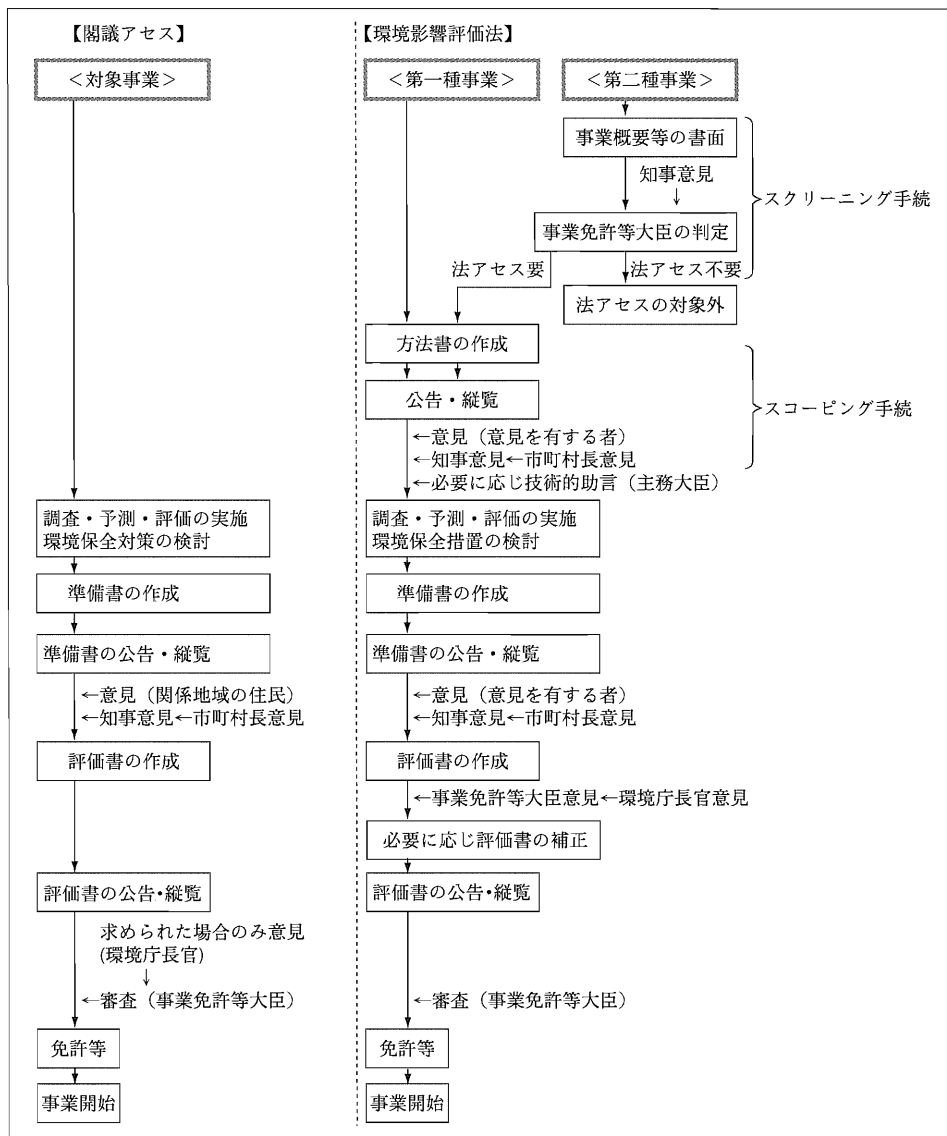
例えば、一般国道であれば、4車線10km以上が第一種事業、7.5km以上10km未満が第二種事業とされている。

②は、アセスメントに係る調査を開始する際に、事業の目的・内容、調査項目や手法に関する情報を公表して、外部から意見を聴取する手続きである。

この制度は、効率的な予測評価や関係者への理解の促進、作業の手戻り防止等の効果が期待され導入されたところであるが、後述する基本的事項の点検作業においても、最も活発に議論された部分でもある。

（2）技術指針省令

アセス法においては、「環境影響評価」は第2条に



図一 環境影響評価の主な手続の流れ

において「事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響評価を総合的に評価すること」と明確に定義されている。

したがって、アセス法においては、「環境影響評価その他の手続」という表現を用いており、例えば、上記定義に含まれないスクリーニングに関する手続は「その他の手続」という整理になるわけである。

さて、アセス法に基づく環境影響評価その他の手続の実施は、法第四条、第十一条及び第十二条により、事業の種類ごとに主務省令で定めることにより行うこととされている。主務省令は、各事業を所管する大臣によって事業の種類毎、いわゆる「技術指針省令」として公布、施行されている。

環境影響評価の手続き上、実際に「都市計画の案」

が示されるのは準備書の段階であるが、住民意見を聴取する等の一連の手続きは、都市計画に係る手続きと重複する面がある。したがって、当該事業が都市施設として都市計画に定められる場合については、一連の手続きを都市計画手続きと一体的に併せて行うこととされており、都市計画決定権者が事業者にとって環境影響評価その他の手続きを実施することとされている。

これらについては、通常の場合と区別するため、前者を「事業アセス」、後者を「都計アセス」と慣例的に呼び習わされている。もっとも、都計アセスにおいても、アセス法四十六条においては、都市計画決定権者は「環境影響評価その他の手続きを行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる」とされており、同第二項においては、特に国の行政機関の長等に対し

では、「都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする」とされており、実態としては、アセスのコア部分を事業者が実施するのが一般的とも言えよう。

技術指針省令は、都計アセスについても、事業アセスに係る省令とは別途定められている。ちなみに、港湾計画を除く事業アセスに係る省令は全部で 20 本、都計アセスに係る省令は 10 本あり、事業アセスに係る省令 20 本のうち、15 本までが国土交通省の所管事業となっている。

3. 基本的事項の点検について

(1) 点検作業の概要

技術指針省令は、それぞれの事業の特性に応じて行われているとはいえ、省令の構成自体は同一になっており、記述内容も共通する部分が多い。これらの主務

省令は、冒頭で述べたように、基本的事項に従って定められている。

基本的事項は、

- ① 判定基準に関する基本的事項、
- ② 環境影響評価等選定指針に関する基本的事項、
- ③ 環境保全措置指針に関する基本的事項、

について定められており、アセス法において、それぞれについて主務大臣が定めるべきものとされている。

基本的事項の点検は、基本的事項の「第五その他」において、「五年程度ごとを目途に点検し、その結果を公表するものとする」とされているのに基づいて実施されたものである。アセス法は、平成11年6月に施行されているので、点検作業が開始された平成16年度はちょうど5年目に該当する年となる。

点検作業は、有識者からなる「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会」を環境省が設け、平成16年4月から平成17年2月まで、途中、関係者からのヒアリング等を行いつつ6回開催された。

点検作業の結果は、「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会報告」としてとりまとめられており、同報告をベースにして基本的事項の見直しが行われ、平成17年3月に基本的事項改正の告示がなされた。

報告においては、基本的事項の各項目に対する課題がとりまとめられるとともに、特に基本的事項の改正が必要と考えられるような事項については、「基本的事項において対応が必要な事項」としてとりまとめられた。前述の改正は、この「対応が必要な事項」に対応したものである。

点検作業は、アセスに係る一連の手続が完了した事業を対象とすることとされたが、環境アセスメント手続は長期間を要するものであり、平成16年3月末の段階で28件のみであった。このため、一般論としての課題を抽出するために個別の事例を追うことはせず、知事意見等を参考にしつつ、委員からの指摘事項を踏まえて「基本的事項において対応が必要な事項」が整理された。

(2) 基本的事項改正の内容

(a) 判定基準に関する基本的事項

前節で述べた、基本的事項の3つの項目のうち、①「判定基準に関する基本的事項」は、第二種事業の判定の基準に関する基本的な事項をまとめたものであるが、当該部分については「基本的事項において対応が必要な事項」は無く基本的事項は改正されていない。

(b) 環境影響評価等選定指針に関する基本的事項
前節の②「環境影響評価等選定指針に関する基本的事項」は、技術指針省令においては、環境影響評価の項目等の選定、事業特性及び地域特性の把握、調査、予測及び評価の手法等に関する事項であり、環境影響評価における中心部分と言っても良いのではないだろうか。改正項目は多岐にのぼるが、以下、いくつかの事項をピックアップして改正ポイントと内容について、簡単に説明を行うこととする。

- ① 主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」については、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とすること。
- ② 選定することとした項目及び手法について、選定の理由が明らかにされること。

環境影響調査においては、調査項目の重要度、選定等は、それぞれのケースによって異なり、画一的に論じることができない。そのため、評価書作成に先立って、方法書案を作成、公表し、広く意見を募る手続き(スコーピング)の考え方が法施行に伴い新たに導入された。

ただし、調査項目の重要度等がそれぞれの事業のケースによって異なるとはいえ、事業者にとっては、実際に運用するには調査を行う項目や手法については何らかの目安が必要であることから、「標準項目」、「標準手法」といった概念が導入された。

例えば、「標準項目」とは、事業特性に応じて一般的な事業の内容で環境影響を及ぼすおそれがある要因に関する環境要素の項目を「標準項目」として技術指針省令において示されているものである。

現技術指針省令では、事業者は、それらに対して必要に応じて項目の削除又は追加を行うことにより項目の削除又は追加を行うことにより、環境影響評価項目を選定しなければならないこととされている。

今回の改正は、この「標準項目」、「標準手法」が示されているゆえに、硬直的な運用がなされているという問題意識からの改正であり、当初の導入の精神をよりの確に運用するための改正と考えられる。

また、この改正に伴い、従来は標準項目として掲げられた項目を選定しないことや、標準手法以外のより簡略化された形の調査や予測手法を選定する場合を「簡略化」、逆を「重点化」と呼んでいたが、今回の改正にともない、項目、手法ともども参考として示されているという整理になったため、重点化、簡略化という用語は姿を消すことになる。さらに、それぞれが選

定された理由についても全て明らかにするという整理になった。

③ 「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等の把握を通じた調査、予測、及び評価が行われること。

改正前の基本的事項においては、廃棄物等に関しては、発生量等を把握することにより調査、予測及び評価が行われることと、されることになっていたが、今改正により「発生量、最終処分量等を把握する」というように改められた。これは、「リユース、リデュース、リサイクル」という循環型社会構築に向けた基本的な考えや、実態を踏まえた改正と考えられる。

④ 参考項目の設定に当たって踏まえた、「対象事業ごとの一般的な事業の内容」が明らかにされること。

参考項目（従来の標準項目）は、それぞれの事業毎の技術指針省令において事業毎に異なる。もちろん、事業の特性を踏まえて設定されているものであるが、今回改めて一般的な事業の内容を技術指針省令に示すことが規定された。「一般的な事業の内容」とは、いささかイデオロギー論的なものと捉えられるかもしれないが、ここで言われているのはそうではなく、「参考項目の設定に当たって踏まえた」という点にポイントがある。つまり、事業者が、参考項目以外の項目を選択したり、参考項目であっても選択しなかったりする際の標が必要という観点からの改正であると考えられる。しかしながら、各技術指針省令の改正作業において、事業毎にどう対応するかについては今後の課題であろう。

⑤ 予測の結果と予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等との関係を併せて明らかにできるように整理されること。

従来の規定では、原単位及びパラメータ等について「内容及び妥当性を明らかにできるよう整理されるものとする」となっているが、今改正では「予測の結果との関係と併せて」という規定が追加された。結果と条件は双方対になっていることが必要という考え方に基づくものである。

(c) 環境保全措置指針に関する基本的事項
環境保全措置指針とは、事業者が、その事業に係る

環境の保全を検討する際に従うべき指針である。

具体的には、回避（環境影響を及ぼさないようにすること）、低減（環境影響の程度を小さくすること）、代償（環境影響を及ぼす代わりとなる措置を講ずること）等のいくつかの種類が含まれており、指針においては、その措置の間の優先順位（検討にあたっては回避、低減を優先）、複数案の比較、検討等による妥当性の検証、不確実性が大きい場合に係る事後調査に関する事項等が規定されている。

以下、「環境影響評価等選定指針」と同様に、いくつかの事項をピックアップして改正ポイントと内容について、簡単な説明を行うこととする。

① 環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容が明らかにされること。

アセス法第二条において『環境影響評価』とは、…(略)…環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること」と定義されている。したがって、例えば、方法書手続き前においても当該事業に係る「環境の構成要素に係る調査、予測及び評価」を行うことは可能であり、さらにはその過程において検討された「環境保全のための措置」についても、環境保全措置と考えることができる。実際の運用においては、何をもって「段階的に検討が行われた場合」とするか明確な線引きは困難と思われ、個別事例の積重ね等によって円滑な実施が図られるようになる規定と考えられる。

② 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性が検討されること。

環境保全措置の検討においては、一般的には結果としてどのようなレスポンスを引起すかを予測しつつ内容の検討が行われているが、場合によっては、準備書等において、工事中や供用後の状況に応じて、環境保全措置の詳細な内容を改めて検討することとするような場合も考えられる。そのような環境保全措置の詳細化を行おうとする場合について、関連調査をアセス法における事後調査と位置づけることを検討する旨が

示されたものである。

4. おわりに

冒頭でも述べたが、今後、基本的事項の改正を踏まえて、技術指針省令の改正が予定されているところがあるが、改正にあたって各事業毎の主務省令に齟齬が生じるような事態は避けなければならない、そのためには、省内はもちろんのこと事業を所管する関係省庁の密接な連携と調整が必要になると考えている。

国土交通省としては、これまでも環境影響評価の適切かつ円滑な実施に努めてきたところではあるが、今

回の基本的事項の改正を踏まえた技術指針省令の改正に努めるとともに、今後とも実施事例の積重ね等を通じて、より一層、環境影響評価の適切かつ円滑な推進を図ってまいりたい所存である。

JICMA

【筆者紹介】

松野 栄明 (まつの よしあき)
国土交通省
総合政策局
国土環境・調整課
課長補佐



建設工事に伴う 騒音振動対策ハンドブック

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(環境庁告示)が平成8年度に改正され、平成11年6月からは環境影響評価法が施工されている。環境騒音については、その評価手法に等価騒音レベルが採用されることになった等、騒音振動に関する法制度・基準が大幅に変更されている。さらに、建設機械の低騒音化・低振動化技術の進展も著しく、建設工事に伴う騒音振動等に関する周辺環境が大きく変わってきている。建設工事における環境の保全と、円滑な工事の施工が図られることを念頭に各界の専門家委員の方々により編纂し出版した。本書は環境問題に携わる建設技術者にとっては必携の書です。

■掲載内容：

- 総論 (建設工事と公害、現行法令、調査・予測と対策の基本、現地調査)
- 各論 (土木、コンクリート工、シールド・推進工、運搬工、塗装工、地盤処理工、岩石掘削工、鋼構造物工、仮設工、基礎工、構造物とりこわし工、定置機械(空気圧縮機、動発電機)、土留工、トンネル工)
- 付録 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程、建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法、建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法の解説、環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)、振動レベル測定方法(JIS Z 8735)

■体 裁：B5判、340頁、表紙上製

■定 価：会 員 5,880円(本体5,600円) 送料 600円

非会員 6,300円(本体6,000円) 送料 600円

・「会員」本協会の本部、支部全員及び官公庁、学校等公的機関

社団法人 日本建設機械化協会

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 (機械振興会館) Tel. 03(3433)1501 Fax. 03(3432)0289